

沼津市観光振興ビジョン改定支援業務に関する質問への回答

番号	質問事項	回答
1	仕様書 3.(1).①(イ)モバイルデータを活用した日本人観光客と外国人観光客の移動に関するデータ分析について、基となるデータは、発注者側より提供されるのか。	・データの提供はありませんので、受託者が移動データを得る必要があります。 ・データの取得方法についても受託者の提案事項となります。
2	ビジョン改定懇話会の出席予定者に謝金交通費を必要とする方は含まれるのか。 また、当該謝金交通費は委託費から出すものか。	・懇話会の委員については、現時点で決定していないが、謝金交通費を必要とする場合もあります。 ・謝金交通費に該当する費用については委託費に含まれてはいないため、受託者が支払う義務は負いません。
3	仕様書 4.(4)その他中間成果品データとは、どのようなものを想定されているか。	・計画書策定に必要な各種データや裏付け資料を想定しています。